

誰もが利用しやすいトイレについて、性の多様性の視点から考える

## Accessible Public Restrooms for All Gender

### 第3部 オールジェンダー利用を想定したトイレの事例紹介

株式会社 LIXIL プロジェクト営業部 スペースプランニング G 日野 晶子  
Akiko Hino, LIXIL Corporation

キーワード：トイレ (Restroom)、トランスジェンダー(Transgender)、性自認 (Gender identity)、  
オールジェンダー(All gender)、施工事例 (Construction example)

#### 1. はじめに

第2部では、オフィストイレのオールジェンダー利用に関する調査結果から、トランスジェンダーのトイレ利用における多様なニーズに応える解のひとつとして、トイレの選択肢を設けることの重要性を示した。また同時に、それらを利用しやすい環境を整えるためには、お互いを知ることや教育を通して、知識がないことによる偏見をなくすことが重要であると述べた。

では、具体的にどのようなトイレにすればよいのかと思われる方も多いただろう。実際の現場では、施設の規模や用途、利用対象者などに応じて都度検討する必要があるが、既にさまざまな対応がなされている。

そこで本稿では、国内外でオールジェンダー利用を想定したトイレの事例をいくつか紹介する（結果としてそうなったものも含む）。なお、第1部にて「正解はない」と述べたが、オールジェンダー利用を想定したトイレの中にもいくつかのパターンがあり、その背景や考え方も交えながら紹介したい。

#### 2. オールジェンダー利用を想定したトイレ整備の考え方

性自認に関わらず利用しやすいトイレの整備として、大きくは以下の4つのパターンが考えられる。

1. 男女別トイレにおける配慮
2. 多機能トイレを「だれでもトイレ」として設置する
3. 男女共用の個室完結型のトイレ（本稿では「男女共用広めトイレ」と呼ぶ）を設置する
4. すべて個室のトイレとし、選択できるようにする

なお、必要に応じてこれらを組み合わせて検討することも可能である。それぞれ順を追って解説する。

##### 2-1. 男女別トイレにおける配慮

トランスジェンダーが利用しやすいトイレというと、まずは「男女共用トイレ」を思い浮かべる人が多いかもしれない。しかし、第2部で示したように、男女別トイレを利用したい人や、実際に利用している人も少なくない。シスジェンダーの場合と異なるのは、男女別トイレとして「出生時に付けられた性別のトイレ（以下、出生時性別のトイレ）」と「自認する性別のトイレ」の2種類が存在することだ。それぞれのトイレでトランスジェンダー特有のさまざまな困りごとがあるが、中にはプランや設備を工夫することで解決できることもある。

この男女別トイレにおける工夫は何も特別なことではなく、基本的に一般的な配慮と同じである。つまり、トランスジェンダーの困りごとを解決することで、実はシスジェンダーも含め誰もが安心して、快適に利用できるトイレになるのである。

そこで、男女別トイレにおける具体的な困りごとと対策例、その効果をまとめたものを表1に示す。表中の「ジェンダー」列は、その困りごとの主な該当者を、「自認・出生時」列は、該当するトイレが自認の性別か出生時の性別かの区別を表す。また、それぞれの困りごとに対し、該当する「個別満足度要因（第2部参照）」を示し、施工事例があるものは、表の次に画像を示す（図1~4）。

表1：男女別トイレにおける「困りごとの例」と「対策例」

トイレ	No.	困りごと例 ※1	ジェンダー	自認・出生時※2	該当する個別満足度要因	対策例	効果	施工事例
男女共通	1	のぞかれないか不安	All	自認 出生時	⑥防犯性 ⑨視線のプライバシー確保 ⑩落ち着いて利用できる	・ブース間の仕切りの隙間をなくす（床から天井まで塞ぐ） ・ドアと床の隙間を小さくする	・防犯性の向上 ・プライバシー性の向上 ・安心感の確保	図1
	2	個室に入った後も周囲の気配が気になる	All	自認 出生時	⑩落ち着いて利用できる			
女性用トイレ ※3	3	待つ時の視線が辛い 自分でも意識してしまう	FTM FTX	出生時 出生時	④混雑具合 ⑨視線のプライバシー確保	・適正器具数の確保 ・待ちスペースの壁面装飾等	・待ち行列の短縮 ・並んでいる人から視線をそらす	図2
	4	洗面コーナーでの視線が気になる（鏡越しの視線含む）	FTM FTX	出生時 出生時	⑨視線のプライバシー確保 ⑩落ち着いて利用できる	・個別鏡の設置 ・洗面空間の鏡の撤去（十分なパウダーコーナーがある場合）	・隣の人が見えにくい ・プライバシー性の向上	図3・4
	5	パウダーコーナーでの視線が気になる（鏡越しの視線含む）	FTM FTX	出生時 出生時	⑨視線のプライバシー確保 ⑩落ち着いて利用できる	・仕切りの設置	・安心感の確保	
男性用トイレ	6	大便ブース満室時は小用でも待たなければならない（待つ間の視線も気になる）	FTM FTX	自認 (自認)	④混雑具合 ⑨視線のプライバシー確保	・大便ブース増設 ・大便器と小便器の器具数比率を見直す	・混雑の低減 ・小用時大便器利用のシス男性増加（図4）への対応	
	7	小便器を使いたくないが、大便ブースは混んでいる	MTF MTX	出生時 出生時	④混雑具合			
	8	（排尿音は男女で違うため）大便器で小用する時の音漏れが不安	FTM FTX	自認 (自認)	⑦付属設備の充実 ⑨音のプライバシー確保	・擬音装置の設置（オート擬音がベター）	・プライバシー性の向上 ・安心感の確保	
	9	生理用品を捨てる場所がない	FTM FTX	自認 (自認)	⑧サニタリー設備の有無	・大便ブース内にサニタリーBOXを設置する	・衛生性、利便性の向上（持ち帰り不要） ・尿パッド使用の男性も利用可能	
	10	小便器利用時に隣の人 の視線が気になる	MTX	出生時	⑨視線のプライバシー確保 ⑩落ち着いて利用できる	・小便器間に仕切りを設ける（顔の高さ以上）	・プライバシー性の向上 ・安心感の確保	図1

※1. 「性的マイノリティのトイレ問題に関する WEB 調査 2015（LIXIL、虹色ダイバーシティ）」の自由回答（FA）を中心に、「オフィストイレのオールジェンダー利用に関する調査 2017（金沢大、コマンニー、LIXIL）」のFA、当事者への過去ヒアリング等を基に代表的なものを列挙。

※2. 自認：自認する性別のトイレ、（自認）：X ジェンダーの場合で出生時に付けられた性別とは異なる性別のトイレ、出生時：出生時に付けられた性別のトイレをそれぞれ表す。

※3. 女性トイレを利用している MTF・MTX からは同様の声ほとんど見られなかった。女性トイレを利用すること自体のハードルが高く利用者は限られるが、その人々は特に問題なく利用できているケースが多いと考えられる。

## 施工事例：男女別トイレでの配慮



図 1. ブース間仕切りの隙間をなくした例と小便器間仕切りの例



図 2. 女性（左）・男性（右）トイレの出入り口。

壁面に飾られた絵巻を鑑賞しながら順番を待つことができる。



図 3.



図 4.

洗面やパウダーコーナーに仕切りを設けた例

図 1・2. 真言宗総本山 東寺駐車場内観光トイレ（京都府京都市），詳細シート：[https://www.biz-lixil.com/case/pdf/jir\\_hoka\\_se\\_1902.pdf](https://www.biz-lixil.com/case/pdf/jir_hoka_se_1902.pdf)

図 3. 中央精機株式会社 本社事業所（愛知県安城市），詳細シート：[https://www.biz-lixil.com/case/pdf/jir\\_off\\_se\\_2001.pdf](https://www.biz-lixil.com/case/pdf/jir_off_se_2001.pdf)

図 4. 株式会社 NIPPO 本社（東京都中央区），詳細シート：[https://www.biz-lixil.com/case/pdf/jir\\_off\\_se\\_1806.pdf](https://www.biz-lixil.com/case/pdf/jir_off_se_1806.pdf)

第 2 部でも示したように、「他人の視線」を気にすることによる困りごとが多く見られる。また、例に挙げた中にはわかりにくいと思われる項目もあるため、いくつか抜粋して以下に補足する。

### ① No.1 「のぞかれないか不安」について

トイレをのぞかれることは性犯罪被害であり、一般的な困りごととしては想像しにくいかもしれない。例えば、外出先でやむなく出生時の性別のトイレを利用した際、外見が自認する性別寄りのために子どもに騒がれ、のぞかれたという事例もある。また、自認する性別のトイレでは、もしトランスジェンダーであることが知られてしまった場合に興味本位でのぞかれるのではないか、という不安を感じる人もいる。

### ② No.3～5 「女性用トイレ」での困りごとについて

これらは、いずれも出生時女性のトランスジェンダー（FTM・FTX）の例である。FTM や FTX の人が女性トイレを利用する理由としては、「戸籍上は女性である」「男性トイレに入るほど男っぽくはない」「カミングアウトしていない」などがある。また、X ジェンダーの場合は、「（自分を）女性とは思っていないが、男性になりたいわけでもないの、男性トイレには入りたくない。と、多機能トイレにも入りづらい」というケースもある。これは、男女を逆にすれば、出生時男性のトランスジェンダーが男性トイレを利用する理由にも当てはめることができる。

### ③ No.6、No.9 「男性用トイレ」での困りごとについて

男性用トイレの場合はより具体的な内容となる。FTM や FTX が男性トイレを利用する場合、体の構造上小便器使用は困難なため毎回大便器を使用する必要があり、大便ブースが満室の場合は、小便器が空いていても待たなければならない（No.6）。大便器不足については、オフィストイレのオールジェンダー利用に関する調査においても、シス男性の 33.7% がストレス・不満点に挙げており、トップである<sup>1)</sup>。近年では小用時に大便器を利用するシス男性も増加傾向にあり（図 5）、男性トイレの大便器の数については見直す時期に来ているかもしれない。

また、FTM や FTX の中にはホルモン療法にて生理が停止している人もいるが、すべての人がそうしているわけではないし、投与忘れや体調により再開してしまうケースもある。No.9 は、そのような場合に使用済みの生理用品を捨てる場所が男性トイレにはない、ということである。これは、実は尿パッドを使用しているシス男性にも共通の困りごとであり、潜在的な需要がある。これからの高齢化社会に向けて、必要な配慮となる可能性が高い<sup>2)3)</sup>。ただし、清掃負荷は上がるため、メンテナンス業者等への周知や説明も必要である。

## 2-2. 多機能トイレを「だれでもトイレ」として設置する

### 2-2-1. 多機能トイレを利用する理由

一方で、男女別トイレではなく、多機能トイレを利用したい人／利用している人もいる。例えば、性別



図 5. オフィスのトイレで小用時に利用する便器  
出典：オフィストイレの意識調査 2012, 2017 (LIXIL)

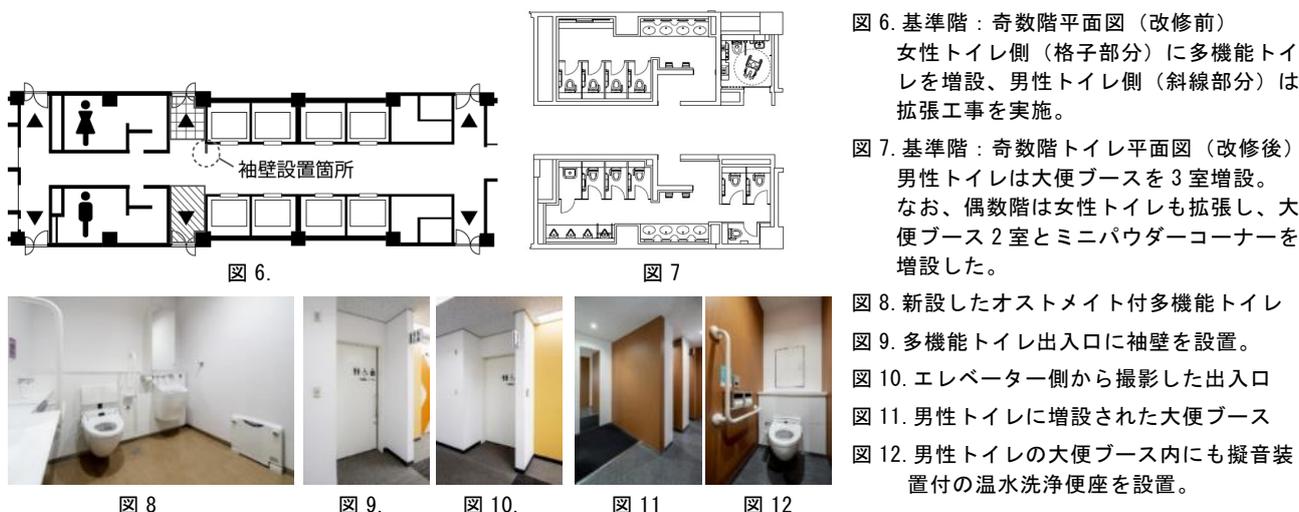
移行はしていないが、出生時の性別のトイレは利用したくない人、性別移行中の人、あるいは性自認が男女どちらでもない X ジェンダーの人などである。中には、性別移行後も何らかの事情で戸籍の性が出生時のままであるために、自認する性別のトイレの利用をためらう人もいる。このように男女どちらのトイレも利用しづらい人にとって、異性介助への配慮から男女共用であることが多い多機能トイレは、性別を気にせずに利用しやすいという利点がある。また、多機能トイレはさまざまな人の利用が想定されており、「誰でも利用できる」とされていることも多いため、「心理的な安心感がある」ということもあるだろう。

## 2-2-2. 多機能トイレのニーズ顕在化への対応

多機能トイレが普及し始めたのは 2000 年頃であるが、当初からトランスジェンダーの利用はあったと考えられる。しかし、近年そのニーズが顕在化したことから<sup>4)</sup>、トランスジェンダーへの配慮のひとつとして多機能トイレを設置し、「利用者を限定せず誰でも利用できるようにする」という考え方が出てきた。これは、現在の日本の公共トイレにおいてはポピュラーな対応であり、「だれでもトイレ」や「みんなのトイレ」の設置背景のひとつとして「性の多様性への配慮」を挙げる大学や企業も増加傾向にある。

ところで、第 2 部で紹介した調査の対象としたオフィスは、バリアフリー法では努力義務対象施設<sup>5)</sup>であり、多機能トイレを含めた車いす使用者用トイレの設置も努力義務に留まる。そのため、多機能トイレ（車いす使用者用トイレ）が設置されていないことも少なくない。新築であれば最初から計画に入れることが可能だが、改修の場合はスペースの関係で難しいケースも多いと思われる。そこで、オフィスの改修時に男女トイレの拡張と共に多機能トイレを増設した例として、LIXIL 本社の改修事例を紹介する。

### 男女トイレの拡張と多機能トイレ増設事例：LIXIL 本社 風棟（改修、2018 年 9 月竣工、東京都江東区）



LIXIL 本社は、風、光、星の 3 棟で構成されている。そのうち風棟（地下 1 階～8 階）では、2014 年の改修時に多機能トイレが 1 階に 1 ヶ所設置されたのみであった。その後、本社機能の移転・集約による従業員増に備え、2017 年 10 月から 1 年をかけて全フロアのトイレを改修した。通路から東西執務室への出入口各 3 ヶ所のうち、活用していなかった中央出入口の部分を利用してトイレを拡張した（図 6）。

主な改修内容は、不足していた大便ブースの増設と多機能トイレ増設である。多機能トイレ増設は、障害のある従業員のほか、性別違和を抱える人など多様な利用者への配慮でもあった。しかし、すべてのフロアで男女トイレの拡張と多機能トイレ新設の両方を行うスペースはなく、大便ブース不足は男性従業員の方がより深刻であったことから、女性トイレの拡張は偶数階のみとし、奇数階は女性トイレ側にオストメイト付の多機能トイレを新設した（図 7・8）。また、多機能トイレの出入りがエレベーター側から丸見えの位置であったため、袖壁を設ける配慮を行った（図 9・10、2020 年 12 月に「どなたでもご利用ください」と表記を追加）。なお、男性トイレの大便ブース増設（図 11）は表 1 の男性トイレでの困りごと No.6・7 への対応の側面もあり、さらに困りごと No.8 の対応として擬音装置付の温水洗浄便座を設置した（図 12）。

### 2-2-3. 多機能トイレの課題

しかし、多機能トイレを設置すれば万事解決、ということではない。多機能トイレの「利用集中」が近年問題となっていることは、ご存知の方も多いただろう。

かつて車いす使用者用トイレは、その理解不足から、「利用者が少ない」という理由で人目につかない場所にあり、施錠されていたり、物置にされていたり、ということもあった。その後、高齢者、妊婦、乳幼児連れなどさまざまな人が使えるように多機能化し、より多くの人の目に触れる場所に設置されるようになった<sup>6)</sup>。なお、「だれでもトイレ」とは、多様な利用者だれでもが円滑に利用できるよう、東京都が福祉のまちづくり条例の施行規則内で名付けた多機能トイレの別名であるが<sup>7)</sup>、現在では東京都以外の地域にも普及している。

このように「さまざまな人」が利用できるように設計された多機能トイレであるが、基本は「車いす使用者用トイレ」であることに変わりはない。設置数が増えているとはいえ、それ以上に利用者も多くなり、肝心の車いすユーザーが待たされてしまうという問題が発生している（図13）。

そこで国土交通省は、バリアフリー法建築設計標準の2012年度改定時に「機能分散」の考え方を打ち出し<sup>8)</sup>、2016年度改定で強化した<sup>9)</sup>。機能分散とは、多機能トイレの中から乳幼児連れ配慮やオストメイト配慮設備を一般トイレに分散させる、という考え方であるが、次回改正ではさらに推進されるようである。

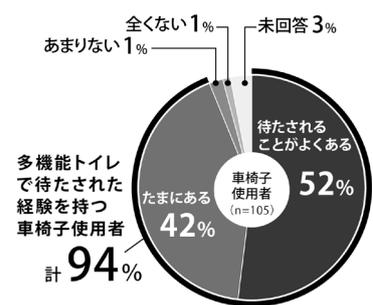


図13. 多機能トイレで待たされた経験を持つ車いす使用者の割合

出典：車いす使用者に対するアンケート調査 2011（国土交通省）

## 2-3. 男女共用の個室完結型のトイレ（男女共用広めトイレ）を設置する

### 2-3-1. 多機能トイレとは別の選択肢「男女共用広めトイレ」

第2部にて「トイレの選択肢があることが重要」と述べた。多機能トイレも選択肢のひとつであるが、先に述べたような利用集中の課題もある。一方で、多機能トイレを利用するトランスジェンダーからは、「利用するのは気まずい」「障害のある方が来られたら申し訳ない」という声もある。実際、「健常者は使わないように」などの注意を受けてしまうケースもあることから、「多機能トイレではない、男女共用のトイレがあるとよい」という声もある<sup>10)</sup>。

そこで、多機能トイレ利用の気まずさを解消し、利用集中を緩和するためのもうひとつの選択肢として、性別を気にせずに、気軽に利用できる「男女共用個室トイレ」を設置することが考えられる。用足しから手洗いまで完結できるよう、手洗い器や鏡などを設けた、一般トイレブースよりも広めの独立した個室トイレである（本稿では「男女共用広めトイレ」と呼ぶ）。実際に、オフィスに設置した事例を紹介する。

男女共用広めトイレ設置事例：LIXIL本社 光棟2F（改装、2020年5月竣工、東京都江東区）



図14. 改装後のフロアマップ



図15. Waitingエリア



図16. トイレレイアウト



図17. 洗面器を設けた前室



図18. 男女共用広めトイレ（小）



図19. 男女共用広めトイレ（大・車いす対応）



は残る。そこで、より平等に選択ができるよう、すべてのトイレを「個室トイレ」とする考え方がある。

ここでいう個室とは、ブースではなく壁で仕切られた独立した個室トイレのことであり、車いすユーザー、オストメイト、乳幼児連れ等に配慮したトイレ（多機能トイレ含む）、男女別トイレ、男女共用トイレの個室をそれぞれ設け、利用者が選択できるようにするのである。

すべて男女共用にすることも可能だが、第2部でも述べたように、シスジェンダーだけでなくトランスジェンダーの中にも男女別トイレを利用したい人もいれば、男女共用に抵抗がある人もいるため、やはり「選択できること」は重要だと考える。また、オフィスの場合は労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則（第3章 清潔, 第17条（便所）第1項第1号）にて「男性用と女性用に区別すること」と定められており、労働者が勤務する職場に男女共用トイレのみを設置することはできないため注意が必要である。

このような考え方を具現化したトイレはまだ少ないが、まずは商業施設の事例を紹介する。

### 商業施設の事例：カスミ筑波大学店（新築、2018年10月竣工、茨城県つくば市）

（詳細シート：[https://www.biz-lixil.com/case/pdf/jir\\_dep\\_se\\_1802.pdf](https://www.biz-lixil.com/case/pdf/jir_dep_se_1802.pdf)）



図 22. トイレ出入口



図 23. トイレ案内図

トイレ入口に設置した案内図には、「わたしらしく、My Restroom」と題したコンセプト文を提示。「さまざまな方に落ち着いてご利用いただける、広めの個室トイレである」などと紹介している。



図 24. トイレレイアウト



図 25. トイレ空間全体



空間右端にある袖壁の裏側が女性用トイレ（右の画像）



図 26. 男女共用トイレ内観



ベビーチェアのほか、着替え台を設置

カスミ筑波大学店は、筑波大学構内に新築されたスーパーである。通路から直接個室へ入るドアが並ぶ、あまり例のないスタイルのため、入口にトイレの案内図とコンセプト文を掲示した（図22・23）。2019年4～5月にかけて利用者アンケートを行ったところ、このコンセプトについては86%が「よい」と評価した（LIXIL調査）。トイレ空間内の一番手前に多機能トイレ、その隣に男性用トイレ、奥に女性用トイレを各1室ずつ、間に男女共用トイレが2室並ぶ（図24・25）。乳幼児連れの留学生が多いことから、すべての個室にベビーチェアを設置し、男女共用トイレにはさらにプラスα機能として着替え台も設置した（図26）。

さらにもう一件、オフィスでの事例を紹介する。

### オフィスの事例（オルタナティブ・トイレ）：LIXIL本社 星棟1F（新築、2019年10月竣工、東京都江東区）

（詳細シート、リンクPDFの1枚目：[https://www.biz-lixil.com/case/pdf/jir\\_off\\_se\\_1908.pdf](https://www.biz-lixil.com/case/pdf/jir_off_se_1908.pdf)）

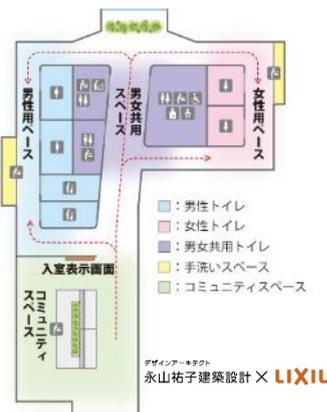


図 27. レイアウト図



図 28. コミュニケーションスペースからトイレ方向を見る



図 29. 窓側から見た多機能トイレ出入口



図 30. 男女共用トイレ出入口



図 31. 男女共用トイレ内観



図 32. 小便器の個室

LIXIL 本社星棟の 1F にはコンビニや展示スペースがあり、社外のお客様も利用可能なフロアである。永山祐子建築設計の永山氏とのコラボ企画として、「自分にあった個室をお選びください」とのコンセプトのもと、「オルタナティブ・トイレ」を設置した。このトイレ名称は造語だが、ここでいう「オルタナティブ」は「新しい選択肢」という意味で用いている。中央の男女共用ゾーンには、多機能トイレを含む男女共用の個室が 3 室、左の男性ゾーンには大便器と小便器の個室が各 2 室、右の女性ゾーンには 2 個室設置されているが、明確な区切りはなく、ゆるやかにゾーニングされている（図 27）。中央の男女共用ゾーンは「豊かな空間」が意識され、閉鎖的にならないよう配慮されている（図 28～30）。

なお、このように壁で仕切られた個室の場合、ドアが常閉となることから空室状況がわかりにくいという課題がある。「オルタナティブ・トイレ」では空室表示画面で対応したが、どの現場でもできる訳ではなく、誰にでもわかりやすいとは限らない。また、個室の中に手洗い器まで備えた場合、当然利用時間が延びることが想定され、男女共用も併せて器具数をどのように算定するかは今後の課題である。

### 3. 海外の事例

#### 3-1. 主に欧米にみられるパターン

いままで日本国内の事例を紹介してきた。では、海外ではどうだろうか。LIXIL では、プロユーザー向けに「ビジネス情報」という WEB サイトを設けているが、海外のトイレ事情に関する建築家コラムをいくつか掲載している。その中で紹介されていた事例の中から、オールジェンダー利用の視点がみられるトイレを調べたところ、大まかに下記の 4 パターンに分けることができた。

1. 男女別集合トイレ（複数ブース設置型トイレ）+ All Gender の個室（国内類似パターン：2-2）
2. 男女共用の洗面空間+男女別の個室/ブース（男女共用個室/ブースが併設される場合もある）
3. 洗面空間、個室（ブース）など、トイレ空間すべてが男女共用
4. 通路から直接入る、男女の区別のない「個室完結型のトイレ」が複数並ぶ

1 の All Gender 個室は、車いす使用者用トイレや、時にはファミリー用を兼ねており（図 33・34）、前述したパターン 2-2 とほぼ同じである。なお、アメリカのトイレ協会（American Restroom Association）の WEB サイトには、Family & Unisex Restrooms の解説ページがある。日本の多機能トイレとほぼ同じであるが、想定される利用者にトランスジェンダーが明記されている<sup>15)</sup>。2 と 3 のパターンは、筆者の知る限り日本で見たことはない（図 35～39）。4 のパターンは、北欧ではよく見られるスタイルのようである（図 40）。



図 33. Berg'n (米 N.Y. ブルックリンのバー)



図 34. ワールドトレードセンター  
駅ショッピングモール (米)



図 35. ホテル パブリック  
(米 N.Y. マンハッタン)



図 36. サンパウロ美術館  
(ブラジル)



図 37. オーリエンス・シティ・ストックホルム  
(駅直結のデパート)

図 33. 左：左のドアが男性用、右のドアが女性用の複数設置型トイレ、中央が ALL GENDER の個室。右：ALL GENDER トイレのサイン。男女半々のピクトは日本でも見られたが、当事者には不評。  
図 34. 左右は男女別トイレ、中央はピクト表示よりファミリー用を兼ねた車いす用トイレと思われる。

図 35. 男女共用の洗面空間。左奥の黒いドアの中は男性用トイレで、大便ブース×2と小便器×2が設置されている。写真では切れているが、右側には女性用トイレのドアがある。  
図 36. 洗面スペースは男女共用。個室は男女それぞれある。  
図 37. 洗面空間、個室ともに男女共用。

図 33. 撮影：鈴森周二（建築家, Suzumori Architecture）

図 34, 35. 撮影：浅子佳英（建築家, プリントアンドビルド）

図 36. 撮影：大庭早子（建築家, 大庭早子建築設計事務所）

図 37. 撮影：森山茜（テキスタイル・デザイナー, Studio Akane Moriyama）



図 38. ニューポート・ストリート・ギャラリー (ロンドン) すべて男女共用手洗い器付個室



図 39. スウェーデン 国立美術館 (地下)



図 40. ストックホルム市立図書館 男女共用個室が並ぶ。

図 39. メイン動線 (左) から枝分かれした複数の通路に男女共用のトイレやロッカーがある (右はトイレ)。  
図 40. 左のドアには車いすと乳幼児ピクトがある。

図 38~40. 撮影: 浅子佳英 (建築家, プリントアンドビルド)

【海外トイレ事例の各画像掲載コラム一覧】リンク最終アクセスは 2021 年 1 月 7 日

- ・ 図 33. (著者: 鈴木周二, 建築家, Suzumori Architecture), 2017. 6. 29. [[コラムへのリンク](#)]
- ・ 図 34, 35, 38-40. (著者: 浅子佳英, 建築家, プリントアンドビルド (執筆時はタカバノスタジオ))  
図 34, 2017. 10. 30. [[コラムへのリンク](#)], 図 35, 2018. 1. 31. [[コラムへのリンク](#)], 図 38, 2017. 7. 20. [[コラムへのリンク](#)]  
図 39, 40. 2019. 5. 29. [[コラムへのリンク](#)]
- ・ 図 36. (著者: 大庭早子, 建築家, 大庭早子建築設計事務所), 2017. 11. 29. [[コラムへのリンク](#)]
- ・ 図 37. (著者: 森山茜, テキスタイル・デザイナー, Studio Akane Moriyama), 2017. 8. 31. [[コラムへのリンク](#)]

### 3-2. アジアの例 (台湾)

アジアの中では台湾が進んでいる。写真はないが、台湾のデジタル担当政務委員大臣であるオードリー・タン氏へのインタビューをまとめた書籍によると、氏が在籍しているオフィスのように新しく建設された建物には、「ユニバーサルデザインの多目的トイレ」、「ジェンダーニュートラル (性的に中立) なトイレ」、「女性用トイレ」、「男性用トイレ」の 4 種類が標準装備されているということである。その背景には、台湾の現内閣が行政院内で進めている「ジェンダー主流化プロセス」という政策があり、さまざまなジェンダーや性的指向の人々を支援していると説明されている<sup>16)</sup>。

### 3-3. アメリカの法的な背景

アメリカの状況について、簡単に補足しておく。アメリカでは、2006 年にワシントン D.C.にて性自認に基づくトイレ利用を認めるとともに、個室のトイレは Gender neutral の表示をするよう法で定めたのが最初である<sup>17)</sup>。しかし、トランスジェンダーのトイレ利用に関する動きは、宗教的背景のほか、オバマ政権からトランプ政権に及ぶ政治的背景も絡んだ複雑なものであり<sup>18)</sup>、その対応は州や地域によりバラバラである。2018 年 6 月時点でワシントン D.C.および 18 の州が雇用、住宅、公共施設におけるトランスジェンダーに対する差別を禁止する法律を採択しており、性自認に基づくトイレの利用を認めている州もある<sup>19)</sup>。その一方で、ノースカロライナ州のように、出生証明書に記載された性別に沿った利用に限定する州もある<sup>20)</sup>。

そうした中、米最高裁は 2020 年 12 月 7 日、オレゴン州の学区が定めた「トランスジェンダーの生徒が自認する性別のトイレを利用する権利を認める」規則が違法であるとの訴えを退ける判決を下した<sup>21)</sup>。第 1 部で述べた経産省の裁判にどう影響するか、注目されることである。

## 4. おわりに

オールジェンダー利用の視点から、設備面でのトイレ整備の考え方を示し、国内外のトイレ事例を紹介した。第 1 部ではトイレへのアクセスは基本的人権のひとつであると位置づけ、第 2 部では、教育の重要性にも触れた。教育により意識を変えることは非常に重要な課題であるが、そうした意識改革は一朝一夕にできるものではなく、ソフト対応と同時にハード面での改善策を検討することも必要である。スペースや費用が限られ難しいというケースもあるかもしれないが、ここで紹介した事例がヒントになれば幸いである。性自認に関わらず、誰もが利用しやすいトイレが当たり前のものとなることを願っている。

## 謝辞

海外事例紹介にて、撮影画像の掲載をご快諾いただきました皆さまに、深く感謝申し上げます。

参考文献：リンク最終アクセスは2021年1月7日

1. 金沢大学、コマニー、LIXIL：オフィストイレのオールジェンダー利用に関する意識調査報告書（公開用資料），2019.5, p41. ([http://iwamoto.w3.kanazawa-u.ac.jp/Report\\_on\\_Office\\_Restrooms\\_for\\_All\\_Gender\\_Use\\_all.pdf](http://iwamoto.w3.kanazawa-u.ac.jp/Report_on_Office_Restrooms_for_All_Gender_Use_all.pdf))
2. リブドゥコーポレーション：ニュースリリース「男性用の軽失禁パッドである『超うす安心パッド男性用』新発売」，2018.10.1. (<https://www.livedo.jp/news/detail.php?no=MTMw>)
3. ユニ・チャーム：ニュースリリース「『男性の尿もれ専用品』発売から1年、意識調査を公開」，2015.4.8. ([http://www.unicharm.co.jp/company/news/2015/1198978\\_3936.html](http://www.unicharm.co.jp/company/news/2015/1198978_3936.html))
4. LIXIL：ニュースリリース「だれもが安心して快適に利用できるパブリックトイレ空間をめざし性的マイノリティのトイレ問題に関する意識調査を実施」，2016.4.8. ([https://newsrelease.lixil.co.jp/news/2016/020\\_water\\_0408\\_01.html](https://newsrelease.lixil.co.jp/news/2016/020_water_0408_01.html))
5. 国土交通省：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号），第2条（定義）16号 特定建築物，第16条（特定建築物の建築主等の努力義務等）
6. 国土交通省総合政策局安心生活政策課：多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書，2012.3, p II -2. (<https://www.mlit.go.jp/common/000209201.pdf>)
7. 東京都福祉保健局：東京都福祉のまちづくり条例施行規則，別表3，建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準（都市施設）（第5条関係），1 移動等円滑化経路等(1)(二)（掲載 web ページ，[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kiban/machizukuri/jourei\\_kisoku/kisoku.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kiban/machizukuri/jourei_kisoku/kisoku.html)）
8. 国土交通省総合政策局安心生活政策課：Press Release 「多機能トイレへの利用集中の実態把握と今後の方向性について」，2012.4.24. (<https://www.mlit.go.jp/common/000209909.pdf>)
9. 国土交通省：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準，2017.3.（掲載 web ページ，[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000049.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html)）
10. LIXIL：LIXIL User Survey Report 「パブリックトイレ（トランスジェンダーへの配慮）」 vol.3-5,2020.7 (vol.3-4, [https://www2.biz-lixil.com/files/ltd/han\\_trans\\_re\\_2001-4\\_LIXIL\\_UserSurveyReport\\_transgender\\_202007.pdf](https://www2.biz-lixil.com/files/ltd/han_trans_re_2001-4_LIXIL_UserSurveyReport_transgender_202007.pdf)) (vol.5, [https://www2.biz-lixil.com/files/ltd/han\\_trans\\_re\\_2005-8\\_LIXIL\\_UserSurveyReport\\_transgender\\_202007.pdf](https://www2.biz-lixil.com/files/ltd/han_trans_re_2005-8_LIXIL_UserSurveyReport_transgender_202007.pdf))
11. LIXIL：LIXIL User Survey Report 「パブリックトイレ（発達障がい者への配慮）」 vol.3-4,2018.10. ([https://www2.biz-lixil.com/files/user/LIXILUserSurveyReport\\_hattatusyogai3-4part3.pdf](https://www2.biz-lixil.com/files/user/LIXILUserSurveyReport_hattatusyogai3-4part3.pdf))
12. LIXIL：LIXIL User Survey Report 「パブリックトイレ（認知症の方への配慮）」 vol.3-4,2020.3. ([https://www2.biz-lixil.com/files/ltd/LIXILUserSurveyReport\\_ninchisyotoilet\\_3\\_4.pdf](https://www2.biz-lixil.com/files/ltd/LIXILUserSurveyReport_ninchisyotoilet_3_4.pdf))
13. 国土交通省総合政策局安心生活政策課：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン，2020.3, p.139. (<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001340868.pdf>)
14. (公財) 交通エコロジー・モビリティ財団：2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けたピクトグラム（図記号）のあり方検討事業成果報告書，2019.3. ([http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/report/data/2019\\_03\\_picto.pdf](http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/report/data/2019_03_picto.pdf))
15. American Restroom Association：Family & Unisex Restrooms (<https://americanrestroom.org/family-unisex-restrooms/>)
16. オードリー・タン、クーリエ・ジャポン編集チーム編：オードリー・タン 自由への手紙、講談社、2020.11, pp.91-92
17. Human Rights Act of 1977：D.C. Mun. Regs. tit.4 § 802, RESTROOMS AND OTHER GENDER SPECIFIC FACILITIES,2006.10. (<https://casetext.com/regulation/district-of-columbia-administrative-code/title-4-human-rights-and-relations/chapter-4-8-compliance-rules-and-regulations-regarding-gender-identity-or-expression/rule-4-802-restrooms-and-other-gender-specific-facilities>)
18. 中岡望：トランプ研究 (8)：トランスジェンダーと“トイレ法”－米国の「政治」と「宗教」と「性」の奇妙な関係，Yahoo! JAPAN ニュース，2017.3.7. (<https://news.yahoo.co.jp/byline/nakaokanozomu/20170307-00068430/>)
19. BALLOTPEDIA：Transgender bathroom access laws in the United States, 2018. ([https://ballotpedia.org/Transgender\\_bathroom\\_access\\_laws\\_in\\_the\\_United\\_States](https://ballotpedia.org/Transgender_bathroom_access_laws_in_the_United_States))
20. 前澤貴子：「反 LGBT」法と批判されるノースカロライナ州の「トイレ法」（HB2），論究ジュリスト 19, 2016, pp.202-203.
21. Rachel Sandler：米最高裁、「学校のトイレ問題」で反 LGBT 団体の訴えを棄却，Forbes JAPAN,2020.12.9. (<https://forbesjapan.com/articles/detail/38653>)